都城市文化財調査報告書　第109集

国指定史跡

Ooshimahatakeda　Site

大島畠田遺跡

－確認調査報告書－

2013年 3月

宮崎県都城市教育委員会

都城市文化財調査報告書　第109集　大島畠田遺跡　二〇一三年三月　宮崎県都城市教育委員会

序　　文

大島畠田遺跡は、宮崎県埋蔵文化財センターが平成 11 年に圃場整備事業に伴って発掘調査を行いました。このときの調査で平安時代の大型建物跡や池状遺構および門跡などが発見され、全国的に見ても稀少な地方有力者の居宅跡の全容が明らかとなり、平成 14 年３月に国の史跡に指定されました。現在、都城市ではこの史跡の保存整備計画案を策定中でありますが、計画の検討作業と並行しながら、平成23年度と24年度の２カ年にわたって史跡の内容確認調査を実施しました。その成果を記載した本書がこの遺跡の調査研究だけでなく、遺跡の保存整備と活用に多少なりとも貢献できれば幸いです。

最後になりましたが、調査に際し御指導いただいた文化庁をはじめ、考古学・古代史専門の諸先生方、発掘調査に従事いただいた作業員の方々には衷心より感謝申し上げます。

平成25年３月

都城市教育委員会　教育長　酒匂　醸以

例　　言

１．本書は平成23・24年度に国・県の補助を受けて都城市教育委員会が実施した国指定史跡大島畠田遺跡の内容確認調査の報告書である。
２．遺跡の現況測量は、株式会社平和総合技研に委託した。
３．確認調査の遺構実測は、都城市教育委員会文化財課の桑畑光博と下田代清海が行い、製図は下田代が行った。また、本書掲載の遺構平面図（大型建物跡・池状遺構・門跡の掘方下端線含む）は、宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第178集『国指定史跡大島畠田遺跡』（2008年）の掲載図面をトレースして使用した。
４．確認調査の空中写真は、株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託した。
５．確認調査による試料の自然科学分析は、株式会社古環境研究所に委託した。
６．本書で使用したレベルは海抜絶対高であり、基準方位は座標北である。使用した座標数値は国土座標（世界測地系）に基づいている。
７．確認調査に際し、奈良大学坂井秀弥教授・文化庁水ノ江和同主任調査官より現地において指導を受けた。また、大型建物跡については、写真・図面にもとづいて奈良文化財研究所の箱崎和久室長よりコメントをいただいた。
８．確認調査の出土遺物、記録類は都城市文化財課に保管している。

目　　次

第１章　はじめに・・・

第１章　はじめに

１　調査に至る経緯

大島畠田遺跡は、緑資源公団（旧農用地整備公団）による農用地整備事業予定地内において実施された宮崎県教育委員会の試掘調査（平成６年 12 月～平成７年１月）によって、その存在が確認され、平成 11 年１月から緑資源公団（旧農用地整備公団）による農用地整備事業に伴う圃場整備事業に先立って宮崎県埋蔵文化財センターが記録保存のための発掘調査を開始した。調査を進めるにつれて、平安時代の大型建物跡・池状遺構・門跡など予想していなかった重要な遺構が次々と発見され、当該期の居宅跡の全容が把握できる貴重な遺跡として保存が図られることになった。その直後の平成 12 年４月に都城市教育委員会によって範囲確認調査が行われ、平成 14 年３月 19 日に国指定史跡となり、平成 16 年２月 27 日に追加指定を受けた。平成 14 年度以降は都城市教育委員会によって主に草刈りなどの維持管理が行われ、史跡の整備に関しては平成 15 年２月に説明板２基が設置されていたのみであったが、その後史跡の保存整備計画が検討されることとなり、平成 21 年度は、大雨時の冠水状況調査と地下水位の観測を行い整備に向けての基礎データを収集し、平成 22 年度から保存整備の基本構想が練られることとなった。その中で文化庁の指導を受けながら、平成 23 年度には、史跡全体の微地形復元（平安時代当時の地形と景観）と各地形面の地層の対比を行うことを目的として、また、平成 24 年度には、調査後 10 年以上を経過して、居宅跡の中核をなす大型建物跡と池状遺構等の保存状態に変化が生じていないか確認し、これらの主要遺構の遺構配置や内容を再度把握することを目的として確認調査を行うこととなった。

２　調査の組織

確認調査の組織は以下のとおりである。

・調査主体者　宮崎県都城市教育委員会
・調査責任者　教育長　酒匂醸以
・調査事務局　教育部長　日高裕文（平成 23 年度）・池田文明（平成 24 年度）
　文化財課長　坂元昭夫（平成 23 年度）・新宮髙弘（平成 24 年度）
　文化財副課長　山下進一郎（平成 23 年度）・松下述之（平成 24 年度）
・調査担当者　文化財課主幹　桑畑光博
　文化財課嘱託　下田代清海
・発掘作業従事者　川野利弘、前口芳子、池田健一、三田慶子、関　福一、中原忠珍、津曲節子、小山田福子、奥利治、武石重利、今村ミツ子、馬籠恵子、高橋露子、森山タツ子、竹中美代子、東　春雄、広畑雄二、抜迫清美、大盛祐子、上西政實、木上　保
・整理作業従事者　奥　登根子、山下美香、園田孝子

第２章　遺跡の位置と環境

１　地形的環境

大島畠田遺跡が所在する都城市は、九州東南部、宮崎県の南西部に位置し、都城盆地のほぼ中央部を占める（第 1 図）。都城盆地は大淀川上流域に位置し、東経 130°49′～130°01′、北緯 31°43′～31°43′の南北約 40 ㎞、東西約 38 ㎞の範囲にある。盆地の東側は四万十累層群を基盤とする鰐塚山地、盆地の西側及び北側は山地・丘陵、盆地の北西側は霧島火山群によって囲まれている。盆地西南方は東西にみられるような山地はなく、緩やかに南方に向かって高度を増すシラス台地が広がっている。盆地の中央を南から北に向かって大淀川が流れているが、盆地の地形はこの大淀川を境に東西で大きく異なる。すなわち盆地西側には標高 150～180m のシラス台地が広く展開し、盆地東側には鰐塚山地より流出する支流河川によって形成された扇状地性の低位段丘が展開しておりシラス台地は限られた分布を示している。

大島畠田遺跡は、大淀川とその支流である庄内川との合流地点に形成された沖積地に立地し、西側に広がる大淀川氾濫原とは約1.5mの比高差を測る（第３図）。地形区分上は、花木川と沖水川に挟まれたいわゆる高木原扇状地の西端、北側と南側の段丘化した開析扇状地の微高地に挟まれた凹部にあたる沖積低地面上、いわゆる氾濫原面に位置している。遺跡周辺の現況は、昭和初期の基盤整備により遺物包含層及び遺構上部が削平され平坦な水田景観を呈するが、実際は北側の集落から緩やかに南に傾斜した微高地の南縁辺部に遺跡は位置している。当該史跡内の南側には、浅い谷地形があり、約７m の崖を挟んでその上の河岸段丘上には、現在、金田児童公園・畑地・住宅地がある。昭和22 年の米軍の空中写真をみると遺跡西側には南北方向の蛇行する旧河道の痕跡が認められており、当遺跡は、氾濫原の中、大淀川に面した僅かに高く、霧島山を一望できる景観に優れた箇所を選んで形成されていたとみられる。

遺跡一帯の表層地質は、現河道とその両側にひろがる低地を構成する砂礫層からなる、いわゆる現河床堆積物を主体としており、一般に薄い（厚さ 10m以下）堆積物で、基本的には霧島御池軽石以前のテフラの堆積をみないが、部分的に霧島御池軽石の二次堆積物を挟みこんでいる場合がある。また、微地形区分による浅い谷やくぼ地内に中世以降の霧島火山群や桜島火山起源のテフラが確認される。土壌は、河川流域や山麓扇状地などの平野部に分布している、非固結堆積岩を母材とする灰色低地土壌を基本とする。土性は砂壌土～壌土で、軽石や円礫がみられる。

２　歴史的環境

大島畠田遺跡が所在する都城市域は、古代においては日向国の西南端を占める諸県郡に属していた。また、日向国府と大隅国府をつなぐ官道のルート上にあったと推定され、延長５年（927）に集大成された『延喜式』によれば、「島津駅」が設置されていたようである。11 世紀代には平季基（大宰大監）によって、当市域を中心に「島津荘」が開かれ、鎌倉時代初頭、文治元年（1185）には島津氏初代の惟宗忠久が同荘の下司職となる。南北朝期以降は、当地の支配権をめぐって、室町政権の動向ともからみながら、相良氏・肝付氏・島津氏（北郷氏）・樺山氏・北原氏・伊東氏などをはじめ、在地の村落領主層を含めた激しい勢力抗争が繰り広げられる。このような状況は北郷氏によって都城盆地のほぼ全域の政治的統一がなされる 16 世紀中頃まで継続する。さらに、慶長４年（1599）には島津氏とその重臣の伊集院氏との対立に端を発した近世初頭の南九州最大の合戦である庄内の乱の舞台となった。

大島畠田遺跡が所在する沖水地区内の近隣の遺跡（第２図）としては、大島畠田遺跡の南側、比高差７mの舌状を呈する河岸段丘の縁辺部で公園整備事業に伴い平成３年に発掘調査された宮ノ下遺跡（現在の金田児童公園）において弥生時代中期の竪穴住居跡が検出されたほか、８世紀後半以降の須恵器・土師器が出土したが、調査範囲が狭小であったため、後者の時期の建物跡等の遺構は確認されなかった。大島畠田遺跡から北東に３㎞、宮崎自動車道都城インターチェンジの西側にある高木町の並木添遺跡では、平安時代の道路状遺構が検出され、調査範囲だけで総延長約420mにわたってほぼ直線的にのびることから、広域的かつ計画的につくられた道であると考えられる。道路状遺構の周辺からは石製銙具（石帯）が出土している。

なお大島畠田遺跡の東南方約400mのところにある林田神社（金田町1985所在）は、創建年代は不明であるが、『庄内地理志』によれば、熊野三社林田権現と言われ、紀藤氏が京都より歓請し、同氏が代々司役を勤めたと言い伝えられている。

宮ノ下遺跡の弥生時代竪穴住居跡

並木添遺跡の平安時代道路状遺構（南側上空から）

第１図　遺跡位置図

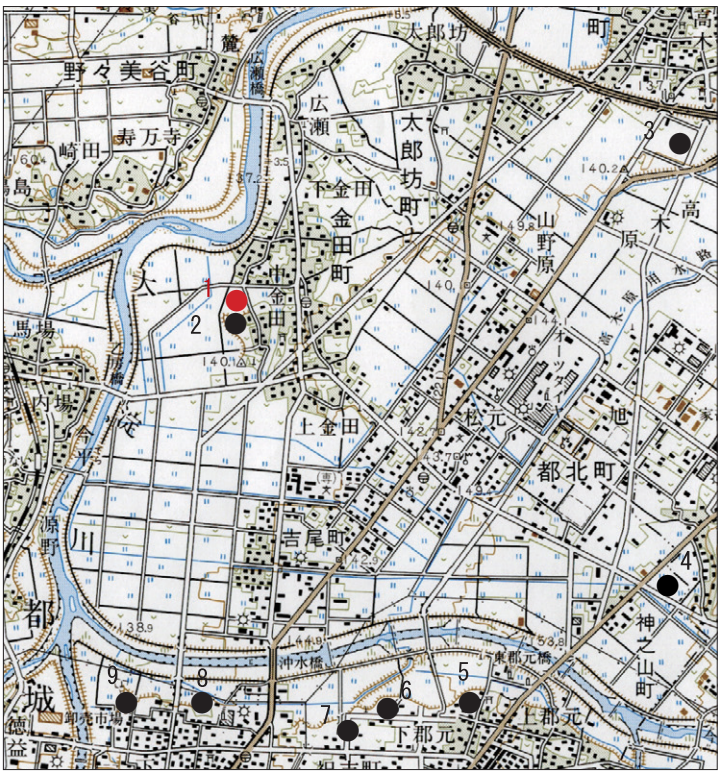

1：大島畠田遺跡　2：宮ノ下遺跡　3：並木添遺跡　4：岩吉田遺跡　5：久玉遺跡
6：松原地区遺跡　7：祝吉遺跡　8：中尾下遺跡　9：下川東牧ノ原地下式横穴墓

第２図　遺跡分布図（縮尺１/50,000）

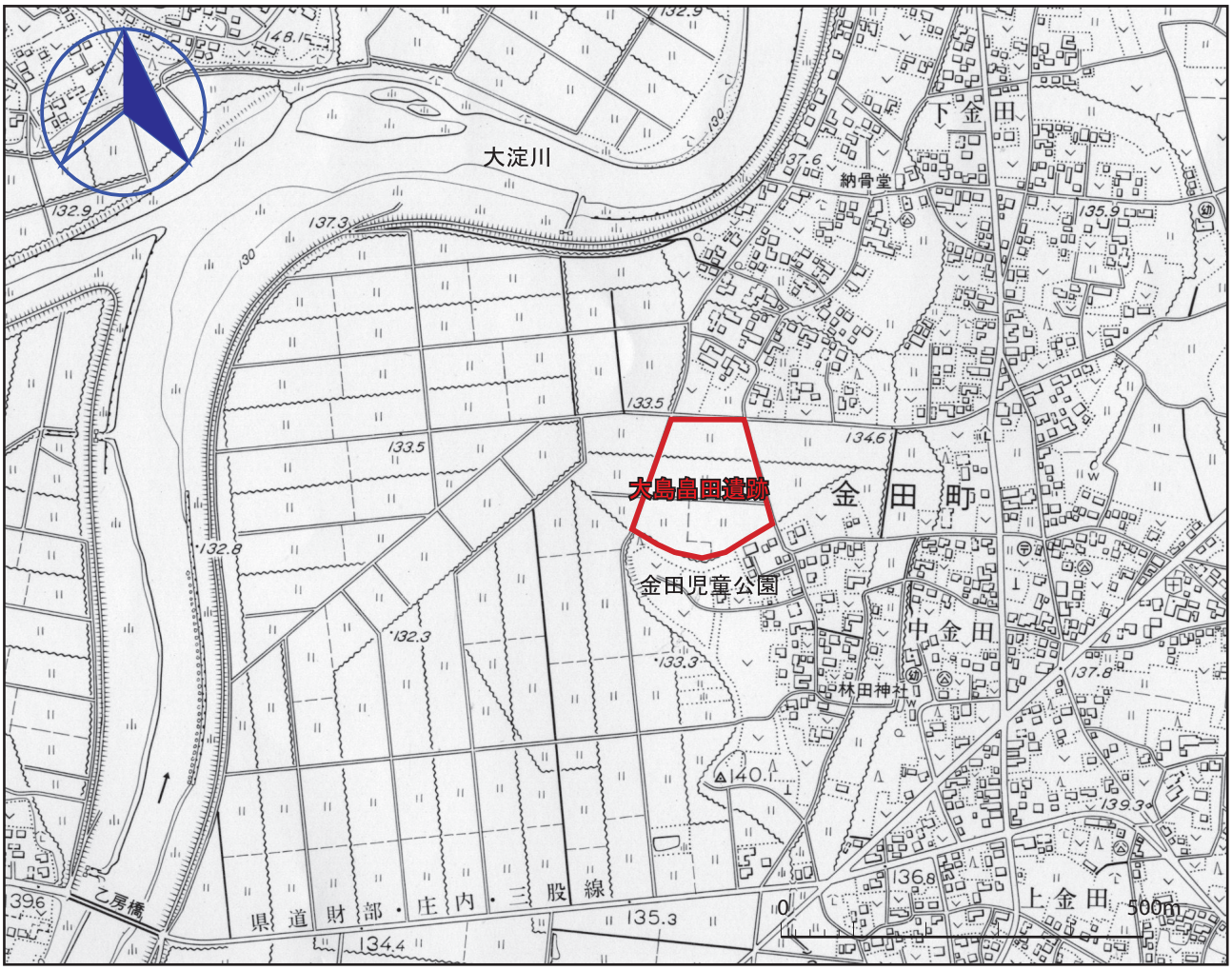

第３図　遺跡周辺地形図（縮尺１/10,000）

※ｂ・ｄ・ｅ は平成11年本発掘調査時の基準杭

※Ｔ8～Ｔ14 は測量基準杭

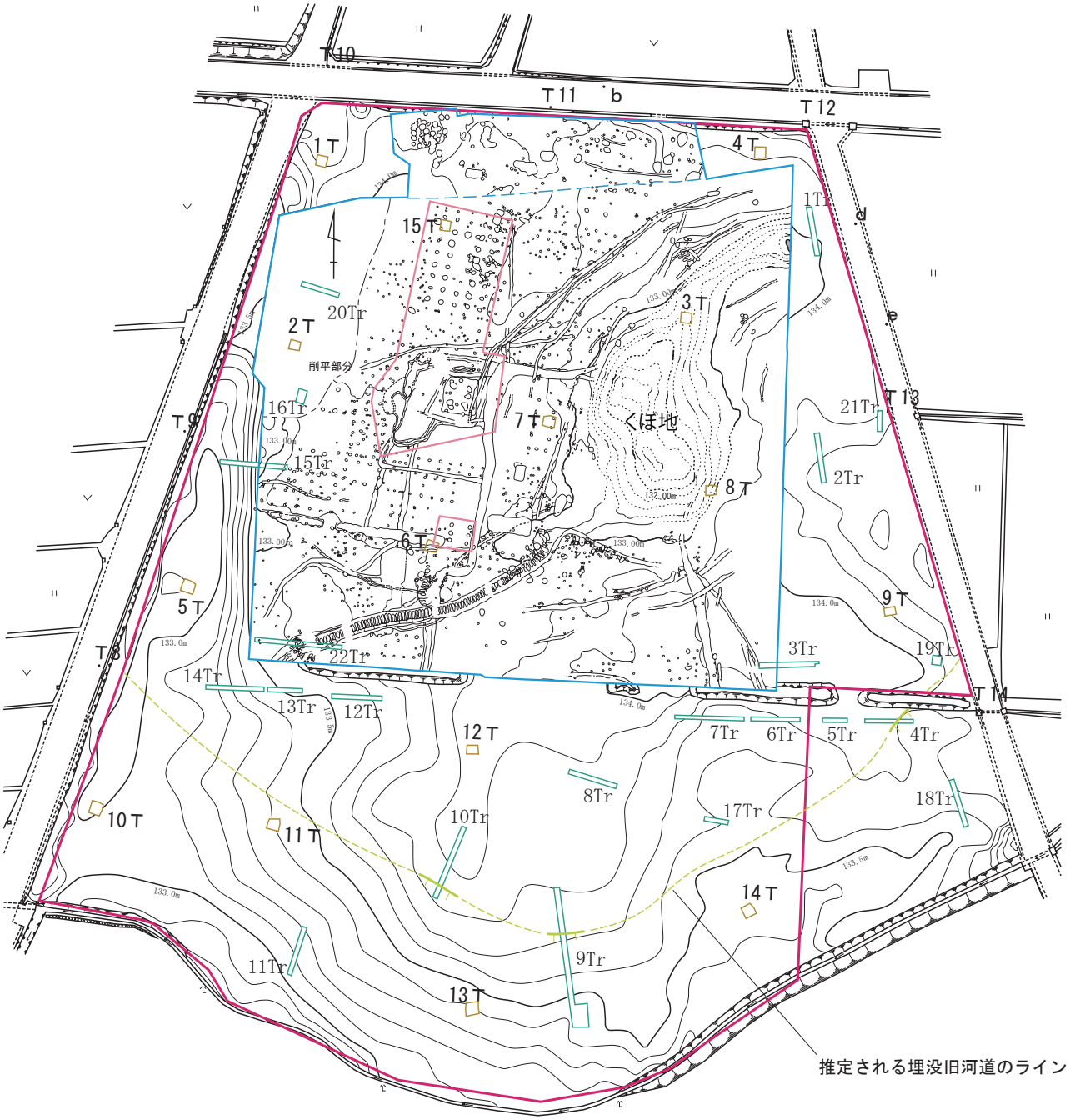

- …国指定史跡範囲
- …平成11年本発掘調査範囲
- …平成12年度範囲確認調査トレンチ（1Tr～22Tr）
- …平成23年度確認調査トレンチ（1T～15T）
- …平成24年度確認調査トレンチ

0　50m

1/1250

第４図　　大島畠田遺跡発掘調査平面図

第３章　これまでの調査結果の概要

１　本発掘調査

本発掘調査は、平成６～７年の宮崎県文化課による試掘調査で遺跡の存在が確認されたことを受けて実施された宮崎県埋蔵文化財センターによる確認調査（平成10年12月7～11日）の結果と照らし合わせて、農用地総合整備事業によって影響を受ける部分について記録保存のための発掘調査を宮崎県埋蔵文化財センターが主体となって実施した。調査期間は、平成11年1月13日～11月9日であり、調査面積は約10000㎡におよぶ。調査地は沖積低地の微高地上で、土質も粘土質シルトを基本とするため、水はけが悪く排水に苦慮する調査であった。平安時代の居宅跡は、微高地上の最高位付近に営まれ、北側については不明であるが、東側は自然地形のくぼ地、南側は区画溝や門・柵列などの区画施設が存在することが確認された。西側は削平によって不明であるが、南北約65m、東西約60m+αの規模が推定されている。建物群は南側の区画施設に併行あるいは直行するように配置される。

昭和初期の耕地整理事業によって、遺物包含層及び遺構上部はすでに削平されていたが、平安時代のものを中心として、古代～中世の遺構が数多く確認された。把握した遺構は、大型建物跡を含む掘立柱建物跡35棟、土坑25基、溝状遺構約37条、池状遺構１基、区画施設としての区画溝１条、柵列２基、門跡１基のほか、道状遺構１条や性格不明な土坑などがある。

出土遺物は、池状遺構及びくぼ地内堆積物中から大半が出土し、溝状遺構や掘立柱建物跡の柱穴からも出土している。主体となる平安時代の遺物は、土師器・須恵器・黒色土器・陶磁器があり、陶磁器には、国産の緑釉陶器（京都産と防長産）・東海系の灰釉陶器、貿易陶磁器の越州窯系青磁・白磁などがある。その他、鉄製品（刀子・鉄鏃・鉈・鎌）と金属滓やふいご羽口など金属加工関連遺物も出土している。土師器坏など供膳用の遺物が多量に発見されており、国産施釉陶器と貿易陶磁器などもこの地域では群を抜いた出土量を誇る。このような出土遺物のあり方からも、９世紀後半から律令体制の変質に伴い、地方で台頭してくる在地豪族などの有力者の邸宅跡としてとらえられる。

大型建物跡（SB１）は、掘立柱建物跡群の最北端の最高部に位置し、四面庇の外側にさらに縁あるいは軒先の柱と推定される小柱穴が配置されている。身舎部分の柱穴は、柱の周囲を突き固めた状況も明確で、底面は自然礫層まで掘り込み、建物の重量を支える役割をもたせていたと考えられている。

掘立柱建物跡は、34棟（大型建物は除く）を確認し、重複関係や主軸によりおおよそ四つに分類できる。これらの建物跡群は出土遺物から９世紀後半から10世紀前半及び12世紀前後の二時期に分かれ、特に前者の建物群については、区画溝や東側のくぼ地に囲まれた屋敷地内のみに分布し、池状遺構より北に位置する建物は基本的には南北を、池状遺構より南の建物は区画施設と平行の東西方向を示す。建物柱穴は経 50 ㎝と同時期の他の遺跡の建物跡より大きく、柱痕跡（20㎝前後）も明瞭である。

池状遺構は大型建物跡（SB１）の南側に位置し、複数の溝と重なり合っている状態で検出された。人工的に造られた素掘りのもので、形態としては、不定形の溝を周囲に掘りめぐらし、中央に地山を残し中島を形成している。名称を池状遺構としているが、遺構内堆積土の自然科学分析の結果をみると、常時水が満たされていた状態ではなかったようである。池状遺構埋没後、中島部を残して北側が開いた「コ」の字状の区画溝が設けられると報告されているが、平成 24 年度の確認調査ではその確証は得られなかった。中島内部に大型建物跡の柱穴と同規模の柱穴からなる１間×１間の建物（SB35）が設けられ、高床で信仰の対象であったのではないかと想定されている。池状遺構から出土した遺物は、供膳用の土師器坏類が最も多く、黒色土器・須恵器・緑釉陶器・越州窯系青磁・灰釉陶器・白磁・焼塩壷（布痕土器）・鉄製品・土錘があるものの木簡や仏具など祭祀的な遺物はみられなかった。しかしながら、「泉」と書かれた墨書土器が出土しており、湧水など水との関連が推察されている。

区画施設としては、屋敷地の南側を区画する遺構として、区画溝とそれに付随する四脚門や柵列が設けられる。区画溝や門が同時期で柵列はそれらより新しいと考えられる。門の位置から南の出入口は屋敷の南東隅に設けられていたと考えられる。東側は自然のくぼ地を利用し、西側はより西方へとは広がらず、大淀川の氾濫原となるため、溝あるいは柵列が作られていた可能性が指摘されている。一方屋敷の北側では明確な遺構が検出されなかったが、今後周辺域の確認調査で解決すべき課題とされている。

平安時代居宅跡全景（北側上空から）

平安時代居宅跡全景（真上から）

画面上が北

平安時代居宅跡主要遺構群（西側上空から）

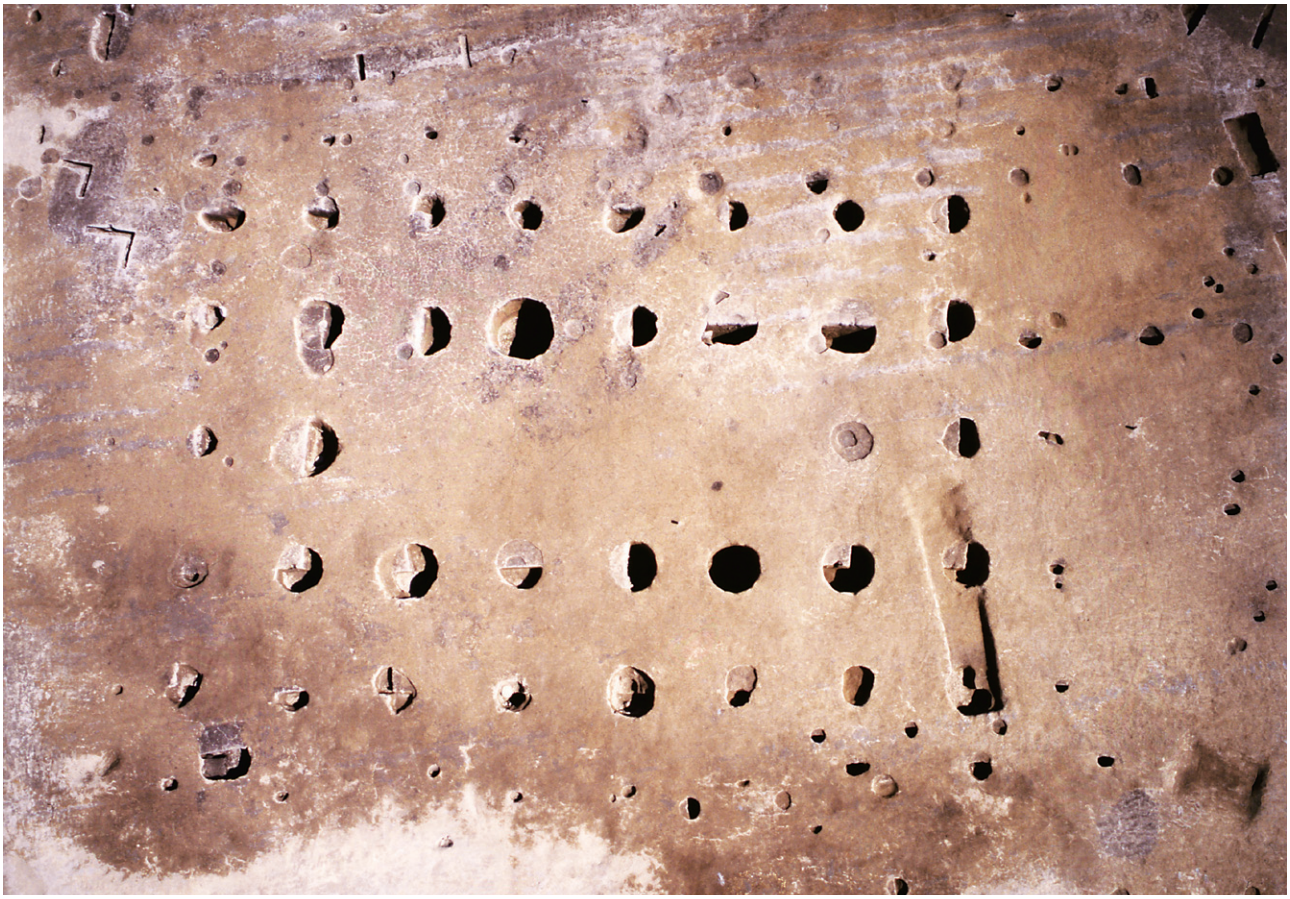

大型建物跡（真上から）　画面上が東

2　範囲確認調査

前節の農用地総合整備事業に伴う発掘調査が平成11年11月９日に終了した後、今後の保存と国史跡指定に向けて都城市教育委員会文化課が平成12年４月27日～ ６月７日にかけて、遺跡の範囲確認調査を実施した。

調査は本発掘調査区域の周辺部と南側の水田地帯に１m×10m を基本として22ヶ所のトレンチを設定した。その結果、居宅跡を構成する主要遺構の分布範囲は本発掘調査区域を大きくはみ出すものではないこと、一方で、本発掘調査区域外の周辺部においても散発的ながら平安時代のピットなどの遺構が存在していることもわかった（８Ｔｒ・12Ｔｒ）。また、本発掘調査区域東側、すなわち居宅跡の東側のくぼ地が幅を狭めながらより東へとのびることも判明した。さらに、９・10Ｔｒでは、平安時代居宅跡の遺構構築面の基盤となる粘土・シルト・砂層上面が南側へと段落ちする状況が確認され、現在は削平を受けているが、居宅が営まれた地点はもともとの微高地上であったことを再確認することができると同時に、その南側の現在の湾曲した河岸段丘崖のラインに沿って認められる弧状の浅い谷が埋没旧河道を示す地形であることが明確となり、この地形が明治時代のものと推定される旧字図の地割りと重なっていることも指摘されている。植物珪酸体分析の結果、この浅い谷では、桜島文明軽石を鍵層として、15世紀後半以前に稲作が営まれていたことが推定されている。報告者は平安時代の居宅が機能していた時期にもこの浅い谷で水田が営まれていたと推定しているが、プラント・オパール分析結果を詳細に検討すると、９Ｔｒにおいてイネが検出される層準は９世紀後半～10世紀前半の遺物包含層よりも明らかに上位であり、少なくとも平安時代の居宅が営まれていた時期は、洪水・氾濫の影響を受けていた堆積環境であった可能性が高く、この谷の埋積が進んだ後に水田化されたと推定される。

１Trくぼ地土層断面

10Tr段落ち部分土層断面

９Tr南側落ち込み土層断面

９Tr南側最下部遺物出土状況

第４章　確認調査の記録

１　平成23年度の確認調査

平成23年度の調査は、平成23年10月11日～10月26日に都城市教育委員会文化財課が実施した。この調査の目的は、本発掘調査埋め戻し後の遺構の保存状態の確認に加え、これまでの調査では遺跡全体の基本土層と微地形復元などに不明な点が残されていたので、平安時代当時の地形と景観と各微地形面の地層の対比を行うことが主眼であった。遺跡全域に15ヶ所のトレンチ（２m×２m）を設定して、表土を重機で剥ぎ取ったのち、人力にて掘り下げた。本発掘調査区域内に設けた、２・３・６・７・８・15Ｔでは、遺構の検出されていない２Ｔを除くと、厚さ10～20cmのシラスが被覆され、その上に調査時の排土が埋め戻されて、遺構は良好に保存されていた。15Ｔでは大型建物跡（ＳＢ１）のＰ16を、７Ｔでは掘立柱建物跡ＳＢ16のＰ10とＰ11を、６Ｔでは居宅跡南側の溝状遺構ＳＥ２の一部を確認した。なお、８Ｔでは、本発掘調査時に把握できていなかった溝状遺構と思われる遺構を確認しており、一部を断ち割って断面観察を行った。

調査の結果、大島畠田遺跡の全体をカバーする基本層序は次のようにまとめることができる。１層：粒経２mm以下の灰色火山灰＝霧島新燃岳平成テフラ（平成23年１月降下）、２層：灰色砂質シルト+黄灰色シルト+黄褐色粘土などの混合した層＝平成11年本発掘調査時排土の埋め戻し土、３層：シラス＝平成11年本発掘調査後の遺構面保護用シラス、４層：灰色・灰オリーブ色・暗オリーブ色砂質シルト＝現代水田耕作土、５層：灰オリーブ色粘土質シルト+暗オリーブ灰色シルト+黒灰色粘土質シルト＝昭和耕地整理時盛土、６層：灰色シルト（白色軽石・橙色くさり礫含む）＝旧耕作土、７層：灰色砂質シルト（白色軽石多く含む）、８層：白色軽石＝桜島文明軽石（15世紀後半、西暦1470年代）、９層：灰色系粘土質シルト・シルト、10層：灰白色～オリーブ黒色砂質シルト・砂・礫混じり砂＝平安時代末～中世初頭洪水堆積物、11層：黄灰色・暗灰黄色粘土質シルト、12層：オリーブ褐色粘土質シルト・灰黄色粘土質シルト・黄褐色粘土質シルト・シルト・砂・黄色軽石、13層：砂混じり礫層。

基本層序の８層（桜島文明軽石）は、10・11・13・14Ｔの南側区域に設定したトレンチのみに認められる。９層は遺物包含層であり、比較的厚い堆積を示す11・13・14Ｔのうち、11・13Ｔでは上下に分層が可能であるが、両方から平安時代の摩滅した土師器小破片が出土し、下層から中世の底部糸切り離しの土師器坏が出土している。平安時代の遺物は北側に想定される微高地からの流れ込みによるものと思われる。10層の灰色系層は10・13・14Ｔといった南側区域のトレンチにおいて厚く堆積しており、場所によっては斜交葉理が認められ、礫や流木片とみられる木本質の遺体も認められ、洪水堆積物の様相を示している。10Ｔと14Ｔから採取された自然木の同定の結果、バラ属・ヤナギ属・マツ属などが含まれていることが明らかとなり、それらを^{14}C年代測定して得られた数値を暦年較正曲線に投影した結果、11～13世紀を中心とする時期のものであることが明らかとなった。11層は居宅跡の検出された微高地の平安時代遺構の検出面の直上に形成されており、平安時代の遺物包含層である。12層は居宅跡を形成する平安時代遺構の検出面となっている。おおむね黄色系の明るい色調を呈するが、場所によって粘土～シルト～砂という具合に粒経の違いがみられ、斜交葉理が認められる。部分的ではあるが、霧島御池軽石の二次堆積物も薄く確認されており、少なくとも平安時代以前の洪水堆積物とみられる。13層は遺跡の西端と東端において、浅いところでは地表下0.5mのレベルで検出されている。こぶし大から人頭大の大きめの砂岩礫を主体としており、河川本流性の洪水堆積物とみられる。両地点では礫層が高まっていたとみられ、後世に上位堆積物が削平されたものと思われる。

上記の土層堆積状況を考慮すると、次のような便宜的なエリア分けが可能である。平安時代の居宅が営まれていた微高地（Aエリア）、居宅跡西側と東側の基盤礫層の高まりの（Bエリア）、居宅跡東側のくぼ地（Cエリア）、居宅跡南側の浅い谷（Dエリア）。このうち、Bエリアにも本来は包含層や遺構面が存在していたものと思われるが、削平によって失われたものと推定される。Cエリアの平安時代に該当する土層は分解の進んだ泥炭質粘土であり、洪水堆積物などは認められなかった。一方、Dエリアは、中世前期以前の地層に礫混じりの砂・シルトなどの洪水堆積物が確認され、より上位の土層において水田が営まれていたと推定された。平成12年度の範囲確認調査の際に指摘されているように、旧字図をみると、弧状の湾曲した地割が認められ、埋没した旧河道の痕跡を示す地形であることを物語っている。

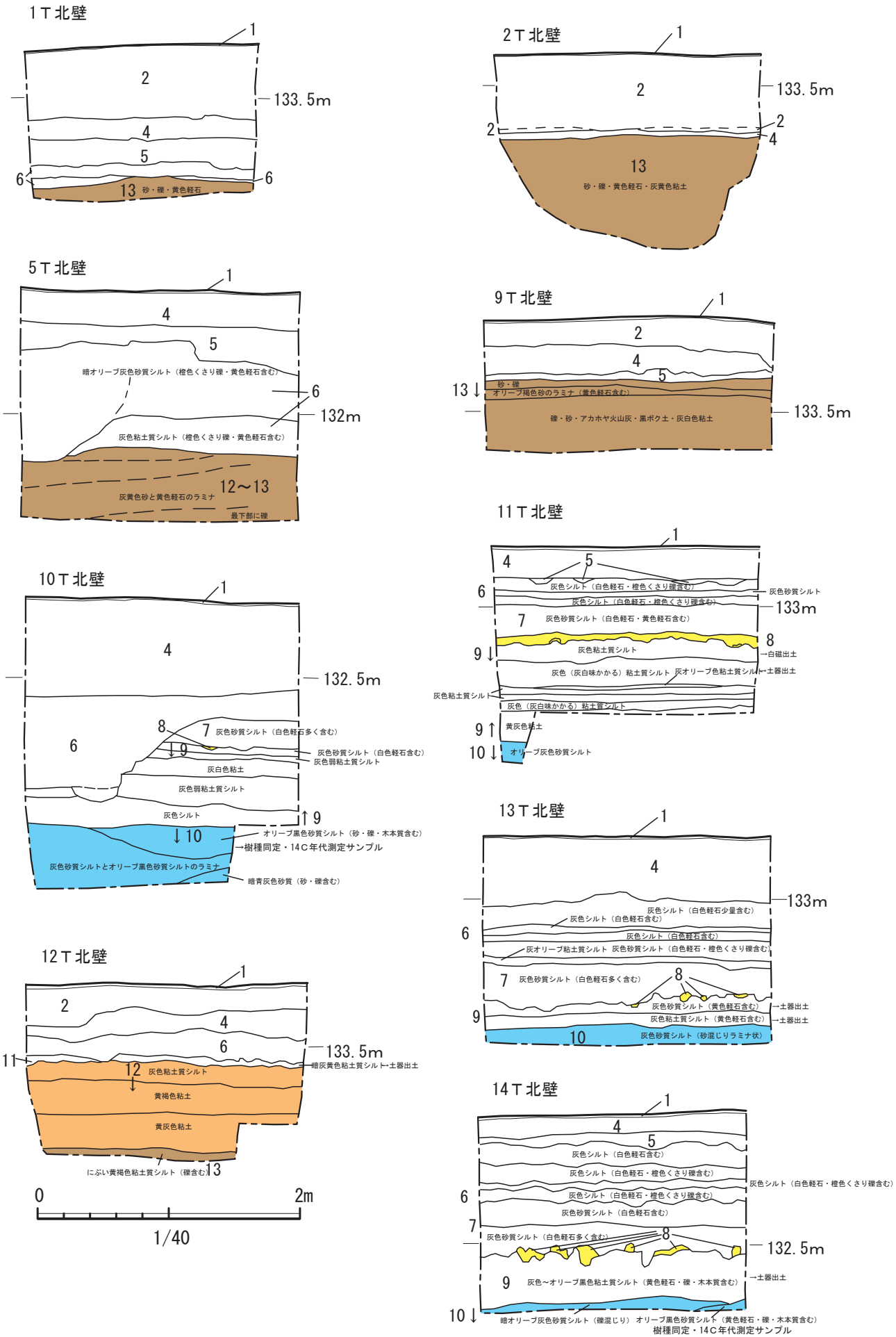

第５図　平成23年度確認調査トレンチ断面図

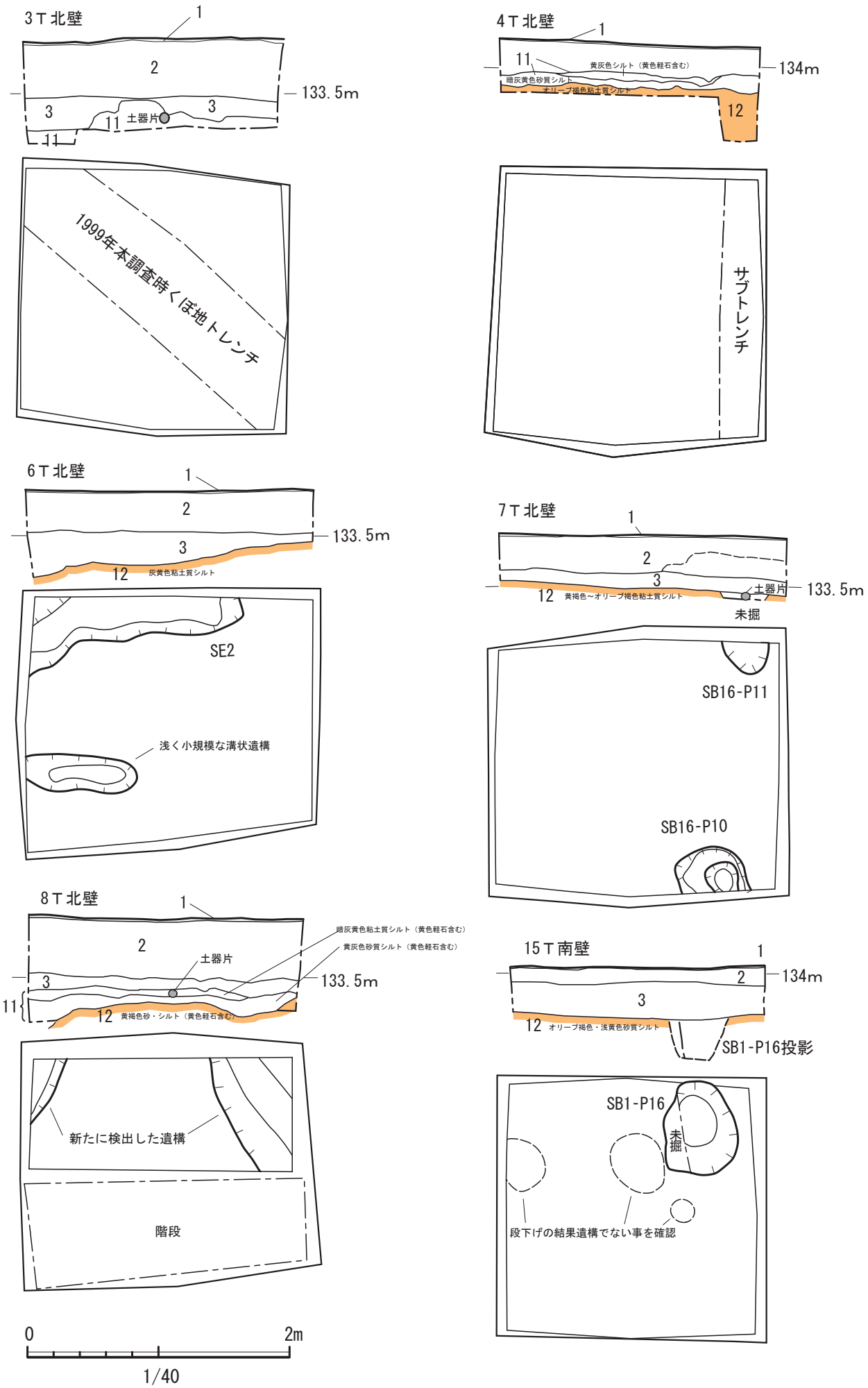

第６図　平成23年度確認調査トレンチ断面図・遺構平面図

１Ｔ北壁断面

２Ｔ北壁断面

３Ｔ本調査時サブトレンチ確認状況

４Ｔ北・東壁断面

５Ｔ北壁断面

６Ｔ本調査時溝状遺構（ＳＥ２）確認状況

７Ｔ本調査時ピット（ＳＢ 16-P10，P11）確認状況

８Ｔ検出遺構の段下げ状況

９Ｔ北壁断面

10 Ｔ北壁断面

11 Ｔ北壁断面

12 Ｔ北壁断面

13 Ｔ北壁断面

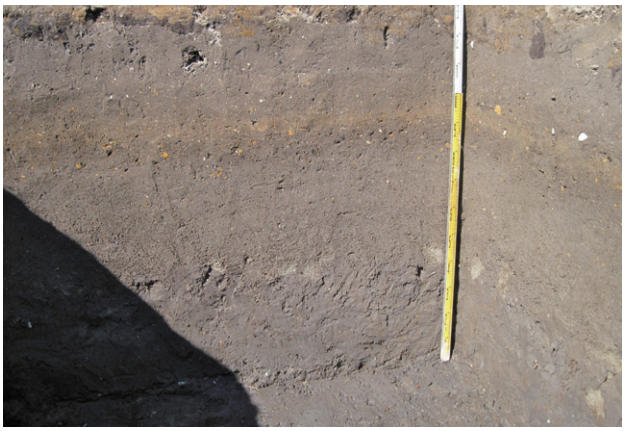

14 Ｔ北壁断面

15Ｔ本調査時ピット（ＳＢ1-P16）確認状況
段下げ部分は自然の落ち込み

人力による遺構の被覆保存作業（シラスで埋め戻す）

2　平成24年度の確認調査

平成24年度の確認調査は、平成24年10月11日～11月9日に都城市教育委員会文化財課が実施した。調査の目的は、調査後10年以上を経過して、居宅跡の中核をなす大型建物跡と池状遺構等の保存状態に変化が生じていないか確認することと、これらの主要遺構の遺構配置や内容の再確認を行うことが主眼であった。最初に本調査区域の北側の主要遺構の範囲について、表土を重機で剥ぎ取ったのち、本発掘調査後に遺構保存のために遺構面に被覆されていたシラスを人力で掘り下げて、遺構検出面を露出させた。その結果、遺構検出面には厚さ5～20㎝のシラスが被覆され、その上に調査時の排土が20～30㎝の厚さで埋め戻されて、遺構はおおむね良好に保存されていた。大型建物跡については、本発掘調査時に図化されていなかった孫廂柱穴を確認した。また、池状遺構は西側と南側の遺構内堆積土の断面を観察して池状遺構の埋没過程を再検討し、遺構内堆積環境を推定するための自然科学分析用試料のサンプリングを行った。さらに大型建物跡、池状遺構中島建物跡、門跡の柱穴配置を世界測地系の新座標上で把握しデジタル測量・図化を行った後、遺構面に人力でシラス（層厚約10～20㎝）を被覆し、さらにその上に表土を返した。

大型建物跡（ＳＢ１）東側の孫廂柱穴の一つ（北から数えて４番目）が本発掘調査時に図化されていなかったため、今回あらためて半裁し、P64の遺構番号を与えて写真撮影と図化を行った。平面プランは不整円形の直径約25㎝・検出面からの深さ約27㎝である。全体の建物規模については、身舎が桁行５間・梁行２間で四面廂とさらに孫廂がつくものである。柱掘方中央で心々距離を測ると、身舎が南北約11.7m・東西約5.5m、廂が南北約16.5m・東西約10.7m、孫廂が南北約20.1m・東西約14.3mとなる。身舎の柱間寸法は、桁行が約2.5m、梁行が約2.7mである。西側の孫廂の柱穴ラインを除けば、基本的に柱筋の通りがよく極めて規格性のある整った配置が看取される。

以下に、奈良文化財研究所の箱崎和久遺構研究室長による大型建物跡（ＳＢ１）に関するコメントを付記する。

①大型建物跡は寝殿造の建物が出現する前の時代の例として非常に良く、身舎－廂構造をもつ古代の典型的な建物と言える。南側の柱穴が大きく深いのは、上部構造や用途に北側と違いがあった可能性もあるが、間仕切りの柱がないので、北と南で空間的に隔てられていた可能性は低い。大型建物が存在した９世紀頃は、１つの建物が１つの機能をもつと考えられるので、建物内を分割して機能を分けることはないと思われる。

②大型建物跡の孫廂柱穴は縁束柱穴と解釈したほうがよい。縁束の柱列は、西面に比べて東面が整然としているので、東向きの建物、すなわち正面は東側と考えられる。

③孫廂柱穴と考えていた柱穴を縁束柱穴と解釈すると、身舎・廂は床張りと考えられるが、身舎内には床束がみられない。したがって、身舎・廂に相当する部分は、地盤を上げていた可能性もあるのではないか。そう考えると、深さの浅い床束の柱穴は削平されてしまったと解釈できると思われる。

④大型建物南西隅の柱穴が見当たらない点とP44とP45の柱穴の位置が他より内側に入っている点を考慮すると、この部分に入口などが設けられていた可能性も考えられる。

⑤P11とP9が他の柱穴よりも深く二段掘りのようになっている点については、建替えの痕跡とみることができれば、当初の柱穴の深さ（二段掘りの浅い方）はほぼ一定になり、建物南側の柱穴が深いという傾向はなくなる。柱の取り替えをおこなうとすれば、柱上部の高さは動かないので、地下部分を深く掘って柱を抜いたり入れたりする必要がある。これらはそういった痕跡とみることができる。

⑥平面規模から屋根の勾配を考慮すると、茅葺では屋根が非常に大きくなってしまうので、板葺の可能性が考えられる。柱掘方の規模からみて、身舎と廂はほぼ同程度であり、身舎と廂の屋根は一体型と考えられる。

池状遺構の西側に設定したトレンチでは、池状遺構の底面から中位にかけて泥状の灰色系粘土層が大まかに３枚確認された（断面図注記番号14・12・11）。下から２番目の12中には細粒砂のラミナが認められるため、雨水などの流入により堆積したものと推定される。池状遺構の中位レベル以上の堆積物中には、遺構構築基盤堆積物の土塊や礫、土器破片、炭化物などが目立っており、自然に流れ込んで堆積したというよりも人為的な埋め土の可能性がある。池状遺構下位層で中島側に沿うように溝状の掘り込み（10）が確認されているが、断面観察の結果、池状遺構の最終段階に設けられていたとされる本発掘調査時に指摘されていた「コ」字状区画の土層ラインを確認することはできなかった。一方、南側のトレンチでは、西側と比較して幅が狭く、掘り直しの痕跡も認められるため、くぼ地状の一定の空間設定を意図している西側とは性格が異なり、中島を区画する溝としての機能があったと推定される。

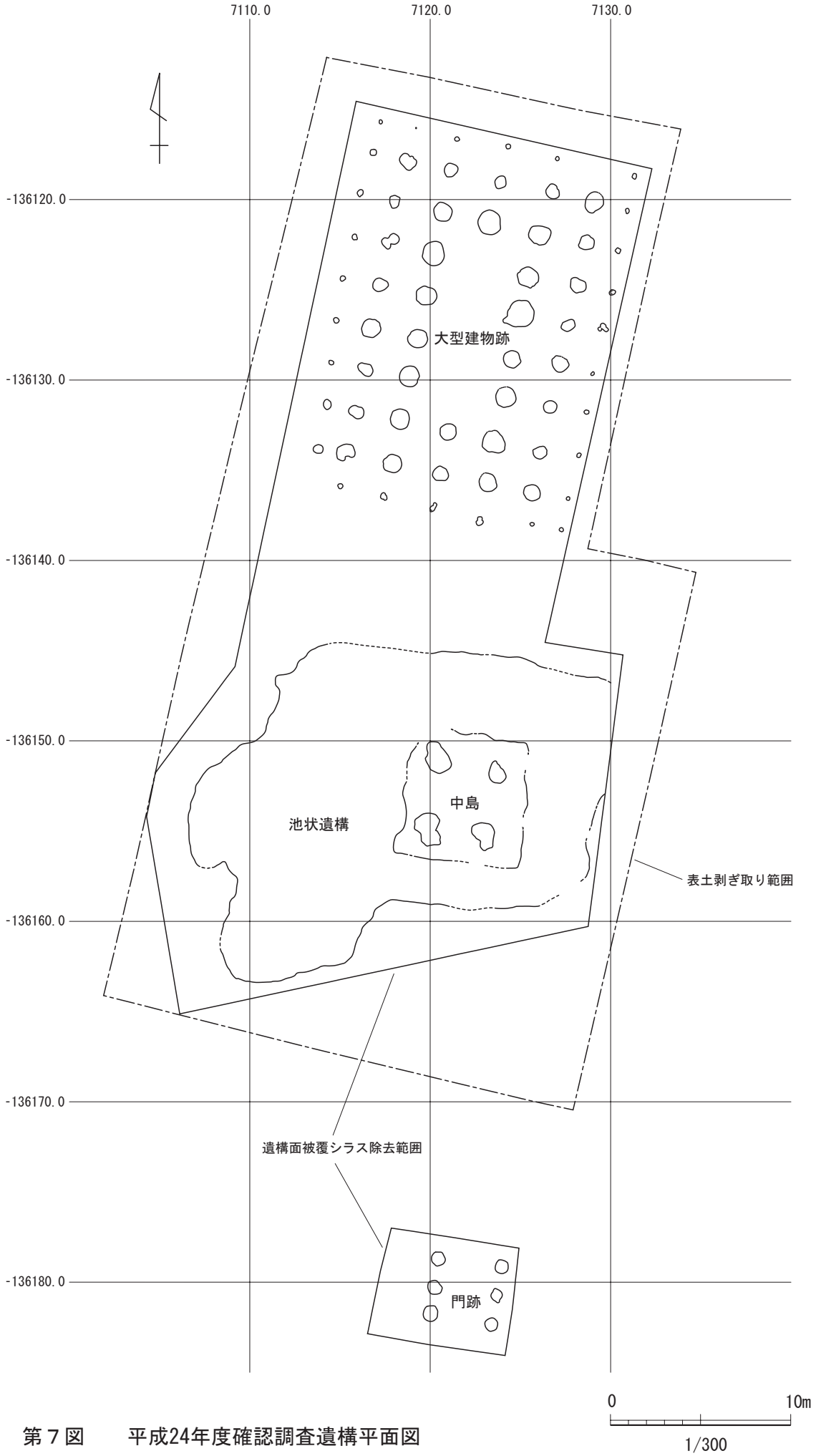

第７図　　平成24年度確認調査遺構平面図

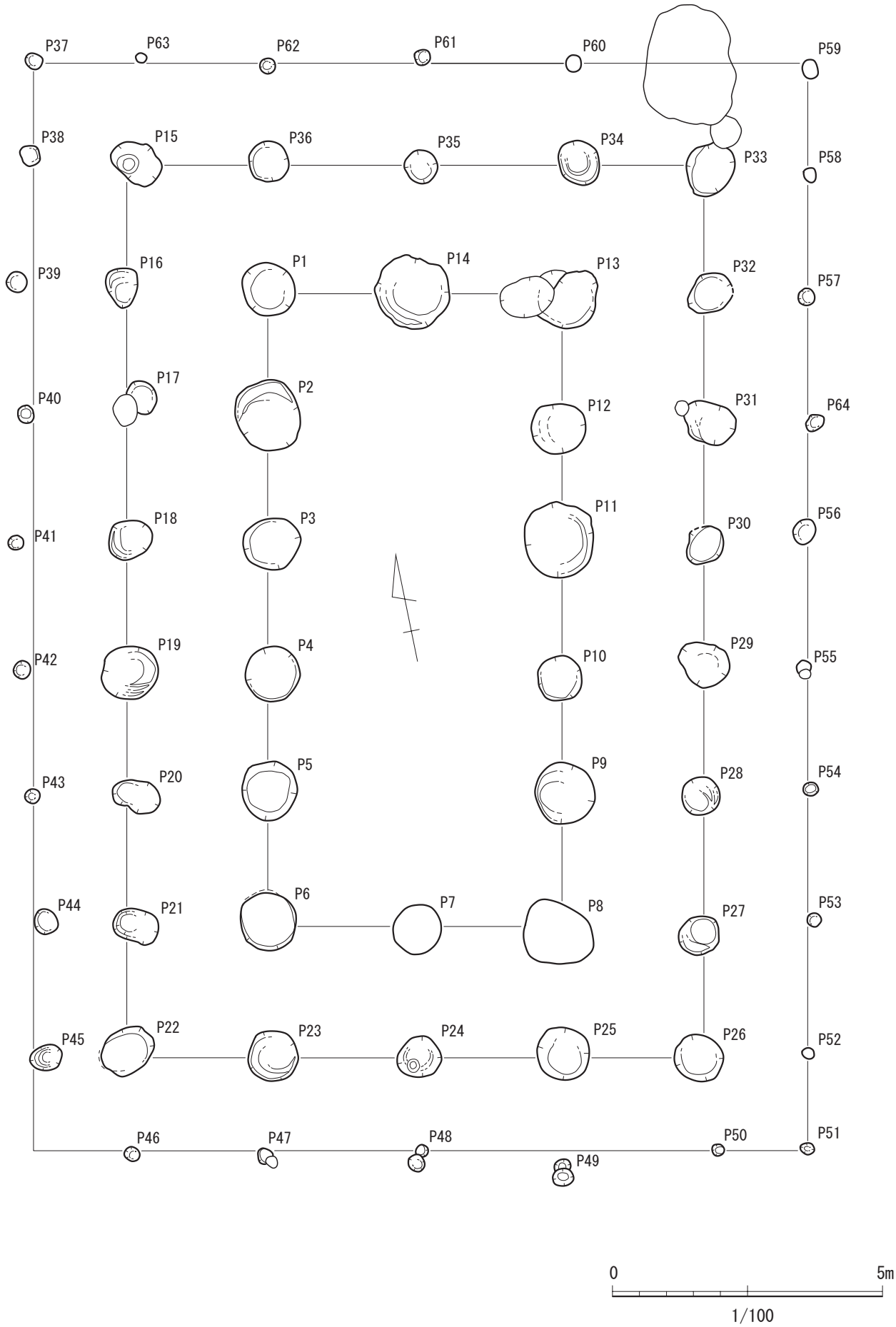

第８図　　大型建物跡(SB1)平面図

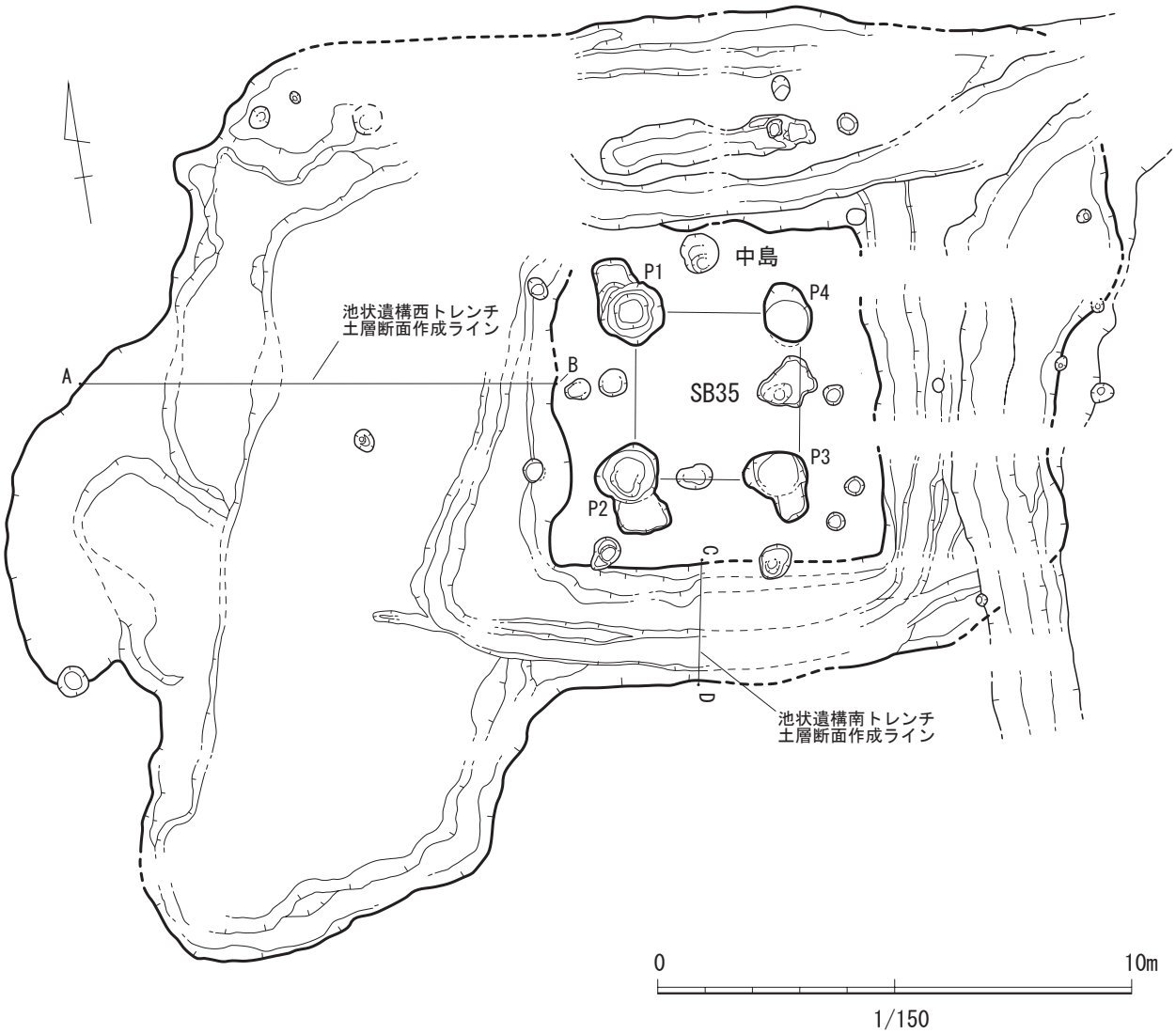

第９図　　池状遺構平面図

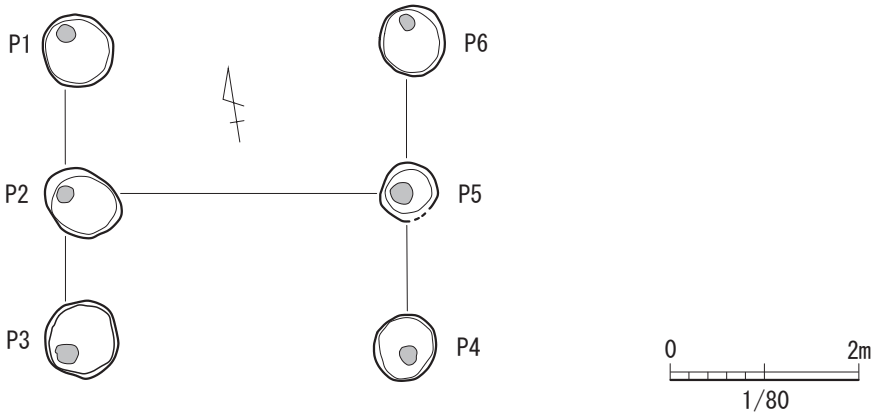

第10図　　門跡平面図

池状遺構西トレンチ断面図

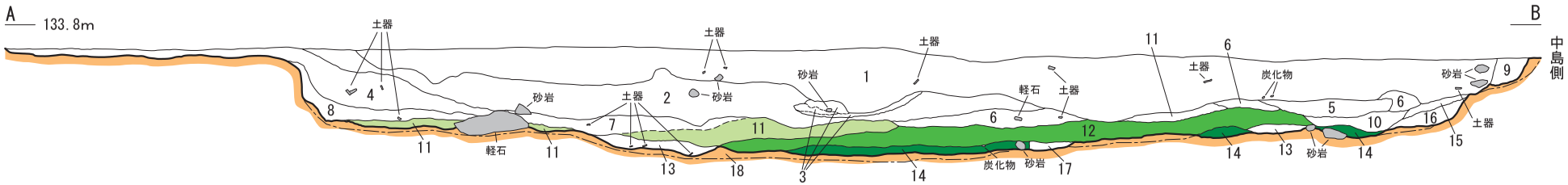

1　黒褐色シルト　明黄褐色シルト・粘土ブロック、灰白色軽石、炭化物、土器片含む
2　暗灰黄色シルト　灰白色軽石、炭化物、土器片含む
3　黒褐色粘土・にぶい黄色粘土ブロック
4　灰黄褐色シルト　浅黄色粘土・黒色粘土ブロック、炭化物、土器片含む
5　にぶい黄色シルト・粘土ブロック
6　灰黄褐色シルト　にぶい黄色粘土ブロック含む
7　褐灰色粘土質シルト　灰黄色粘土ブロック、炭化物、土器片含む
8　灰色粘土　浅黄色粘土・黒色粘土ブロック、炭化物、土器片含む
9　黄灰色シルト　浅黄色粘土ブロック含む
10　灰黄褐色シルト　砂のラミナ入る　上部に黒色粘土ブロック含む
11　灰オリーブ色粘土質シルト　酸化鉄斑文あり
12　灰色粘土　中位に砂のラミナ入る　酸化鉄斑文あり
13　灰色粘土質シルト　にぶい黄色・黒色粘土ブロック含む
14　暗灰色粘土　酸化鉄斑文あり
15　灰黄褐色シルト　灰黄色軽石、にぶい黄色粘土ブロック含む
16　黄灰色粘土質シルト　黒色・にぶい黄色粘土ブロック含む
17　暗灰色粘土　灰黄色軽石含む
18　オリーブ黄色シルト・砂　＝基盤の洪水堆積物

池状遺構南トレンチ断面図

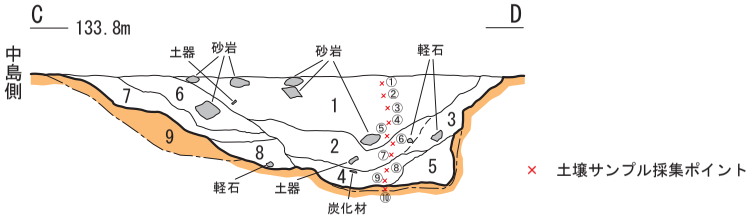

1　黒褐色シルト　灰白色軽石、砂岩礫、炭化物、土器片含む
2　褐灰色粘土　浅黄色軽石、浅黄色粘土ブロック、炭化物、土器片含む
3　2に浅黄色粘土ブロック多く含む
4　褐灰色粘土　中位に砂のラミナ入る　にぶい黄橙色粘土ブロック含む
5　黒褐色粘土　浅黄色粘土・オリーブ黒色粘土ブロック含む
6　黄灰色シルト　浅黄色粘土ブロック、砂岩礫含む
7　黄灰色粘土質シルト　浅黄色軽石含む
8　灰色粘土　浅黄色粘土ブロック含む
9　にぶい黄色シルト・砂　黄色軽石のラミナ入る　＝基盤の洪水堆積物

0　2m
1/40

第11図　池状遺構土層断面図

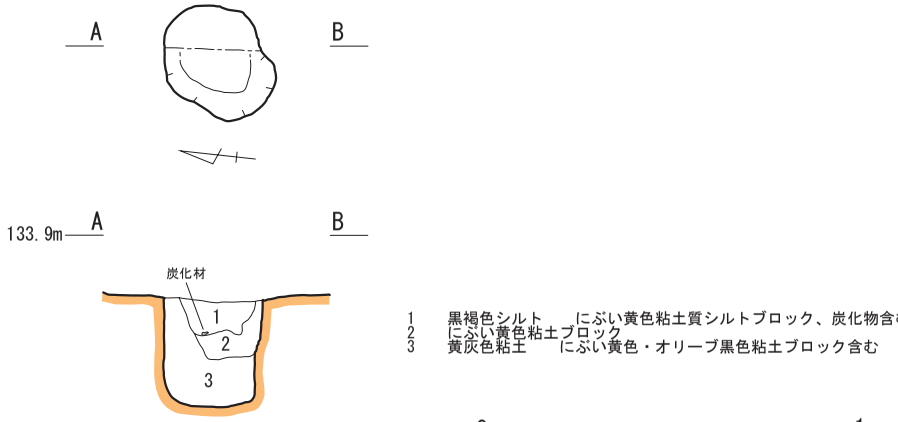

1　黒褐色シルト　にぶい黄色粘土質シルトブロック、炭化物含む
2　にぶい黄色粘土ブロック
3　黄灰色粘土　にぶい黄色・オリーブ黒色粘土ブロック含む

0　1m
1/20

第12図　大型建物跡(SB1)P64実測図

大島畠田遺跡遠景（北西上空から）

平安時代居宅跡主要遺構群の再確認状況（北側上空から）

重機による表土剥ぎ

遺構再検出状況

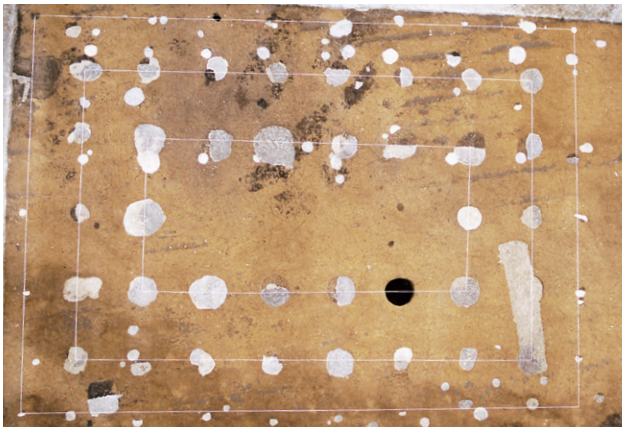

大型建物跡再確認状況

池状遺構再確認状況

大型建物跡Ｐ６４半裁状況

池状遺構西トレンチ土層断面

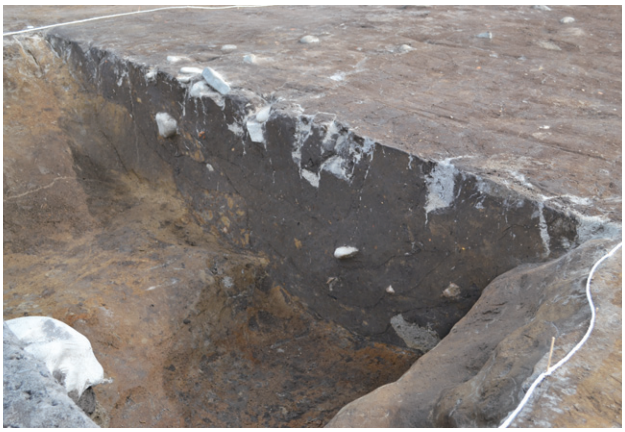

池状遺構南トレンチ土層断面

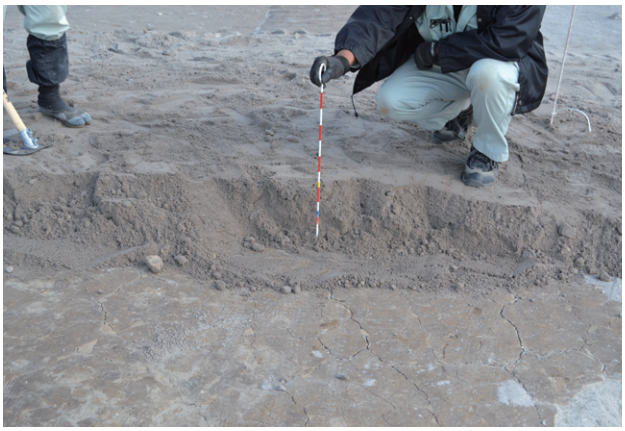

シラスによる遺構面被覆・保存状況

３　確認調査の出土遺物

第 13 図には、平成 23 年度と平成 24 年度の確認調査で出土した遺物の中で図化可能なものを図示した。平成 23 年度の確認調査では、史跡全域をカバーする基本層序各層の年代決定上有効な出土遺物が得られている。また、平成 24 年度の確認調査では、大型建物跡の検出面、池状遺構の上層、そして、門跡を確認したトレンチの表土から遺物が出土した。１・２は土師器坏の底部である。いずれも底部の切り離しはヘラ切り離しである。３は高台付碗の底部であり、４は内面に布痕が認められるいわゆる焼塩壺であり、12Ｔにおいて平安時代居宅跡の基盤層である洪水堆積物の上部に形成された黒色系の粘土層から出土した。本発掘調査区域では、後世の耕作や削平により明確な平安時代の包含層が確認できなかったようであるが、当該層が居宅跡の微高地上に形成されていたはずの包含層の可能性が高い。５は低い高台をもつミガキ椀であり、居宅跡東側のくぼ地に設定した３Ｔのくぼ地堆積物上層から出土した。６は土師器坏の底部であり、底部の切り離しは糸切り離しである。13Ｔにおいて桜島文明軽石の下層から出土した。７は須恵器甕の胴部。８は大宰府分類の白磁碗Ⅳ類の底部であり、９は同じく龍泉窯系青磁碗Ⅱ類の胴部である。10 は近世の薩摩焼加治木・姶良系陶器碗の底部であり、桜島文明軽石上位に形成された近世の耕作土の中から出土した。

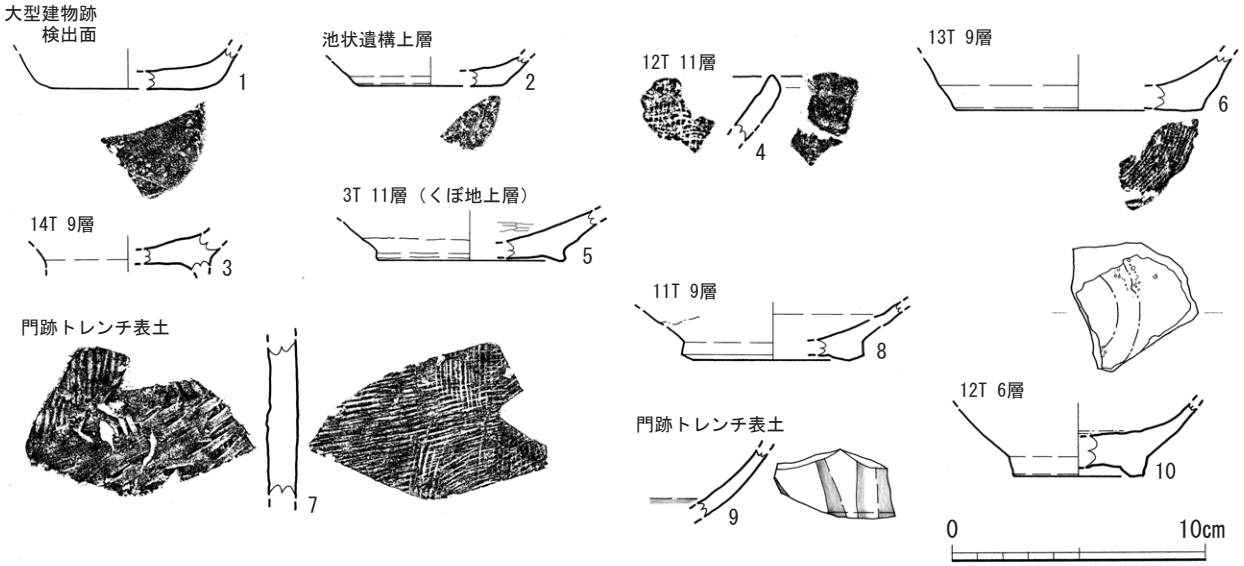

第13図　　確認調査出土遺物実測図

第５章　自然科学分析

平成 23 年度の確認調査の際に南側の浅い谷に設置したトレンチのうち、10Ｔと 14Ｔの最下部で確認された洪水堆積物から出土した自然木の樹種同定と ^{14}C 年代測定を実施した。これらの試料の年代測定の結果から、この埋没旧河道とみられる浅い谷は、少なくとも平安時代末から中世初頭まで、洪水の影響を受け続けていたことが推定され、範囲確認調査の際に指摘されていたこの浅い谷における水田稲作は、当該地が洪水堆積物で埋積された後の中世前期以降であったと推察される。いずれの年代値も 15 世紀後半（西暦 1470 年代）と推定される桜島文明軽石よりも下位からの出土であるという層位的出土状況と整合的であるが、試料４のアカガシ亜属のみについては、他の試料のデータよりも極端に新しいため、上層からの混入とみられる。

表１　大島畠田遺跡における樹種同定結果

試 料	地点・層位	結果（学名／和名）	
試料１	10Ｔ北壁，10 層	*Rosa*	バラ属
試料２	10Ｔ北壁，10 層	*Salix*	ヤナギ属
試料３	14Ｔ北壁，10 層	*Pinus* subgen. *Diploxylon*	マツ属複維管束亜属
試料４	14Ｔ北壁，10 層	*Quercus* subgen. *Cyclobalanopsis*	コナラ属アカガシ亜属

表２　放射性炭素年代測定結果

試料No.	測定番号 PED-	δ13C (‰)	暦年較正用年代(年BP)	14C年代 (年BP)	暦年代（較正年代）	
					１σ（68.2%確率）	２σ（95.4%確率）
1	20059	-28.55±0.15	933±19	935±20	AD1030-1060(10.9%) AD1070-1160(57.3%)	AD1030-1160(95.4%)
2	20060	-30.2±0.11	951±19	950±20	AD1020-1050(19.1%) AD1080-1150(49.1%)	AD1020-1160(95.4%)
3	20061	-26.72±0.12	829±19	830±20	AD1190-1200(5.7%) AD1205-1255(62.5%)	AD1170-1260(95.4%)
4	20062	-28.42±0.11	562±19	560±20	AD1325-1345(29.6%) AD1390-1415(38.6%)	AD1310-1360(47.5%) AD1380-1420(47.9%)

平成24年度の池状遺構の南トレンチの土層断面から採取した土壌(第11図下のサンプリングポイント)について、珪藻分析・花粉分析・植物珪酸体分析を実施した結果、池状遺構の埋土底部（４層）の堆積当時は、おおむね水草やヨシ属が生育するような止水域で池沼状の状況であったと考えられ、周辺には陸生珪藻が生息するような湿潤な陸域が分布していたと推定される。なお、陸生珪藻については、遺構内が乾湿を繰り返した際に一時的に生息していた可能性も想定される。また、遺構周辺の比較的乾燥したところにはメダケ属（メダケ節やネザサ節）などの竹笹類をはじめ、ススキ属やチガヤ属、キビ族などの草本類が生育していたと考えられ、遺跡周辺にはクスノキ科やイスノキ属などの樹木（照葉樹）が生育していたと推定される。なお、花粉がほとんど検出されないことから、乾燥もしくは乾湿を繰り返す堆積環境下で花粉などの有機質遺体が分解された可能性が考えられる。植物珪酸体分析では、埋土のすべての試料からイネが検出された。このことから、当時は周辺で稲作が行われており、そこから何らかの形で遺構内にイネの植物珪酸体が混入したと考えられるが、ここで検出されたイネについては遺構周辺で利用された藁製品(俵、縄、ムシロ、草履など）や屋根材などに由来する可能性も指摘されている。

【参考文献】

桑畑光博編　1993　『並木添遺跡』都城市文化財調査報告書第24集　都城市教育委員会

桑畑光博　2009「島津荘は無主の荒野に成立したのか」『南九州文化』第109号　南九州文化研究会

坂井秀弥　2012　「全国の古代遺跡からみた大島畠田遺跡」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る－島津荘成立以前の都城盆地の動向－』都城市教育委員会

谷口武範編　2000　『大島畠田遺跡』－農用地整備事業「都城区域」区画整理に伴う発掘調査概要報告書－　宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第28集　宮崎県埋蔵文化財センター

谷口武範　2001　「宮崎県大島畠田遺跡の調査」『日本歴史』第632号　吉川弘文館

谷口武範　2012　「大島畠田遺跡調査概要」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る－島津荘成立以前の都城盆地の動向－』都城市教育委員会

谷口武範・福田泰典　2008　『国指定史跡大島畠田遺跡』宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第178集　宮崎県埋蔵文化財センター

永山修一　2006　「平安時代中・後期の薩摩国・大隅国と南島」『先史・古代の鹿児島　通史編』鹿児島県教育委員会

永山修一　2012　「奈良・平安時代の南九州～大島畠田遺跡理解の前提として～」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る－島津荘成立以前の都城盆地の動向－』都城市教育委員会

宮崎県農政水産部農業振興課　1981『都城・北諸県地域土地分類基本調査　都城』宮崎県

矢部喜多夫　1991「宮ノ下遺跡」『平成２年度遺跡発掘調査概報』都城市文化財調査報告書第13集　都城市教育委員会

山下大輔　2012　「都城盆地内の奈良・平安時代の遺跡概観」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る－島津荘成立以前の都城盆地の動向－』都城市教育委員会

米澤英昭　2000　『大島畠田遺跡』都城市文化財調査報告書第52集　都城市教育委員会

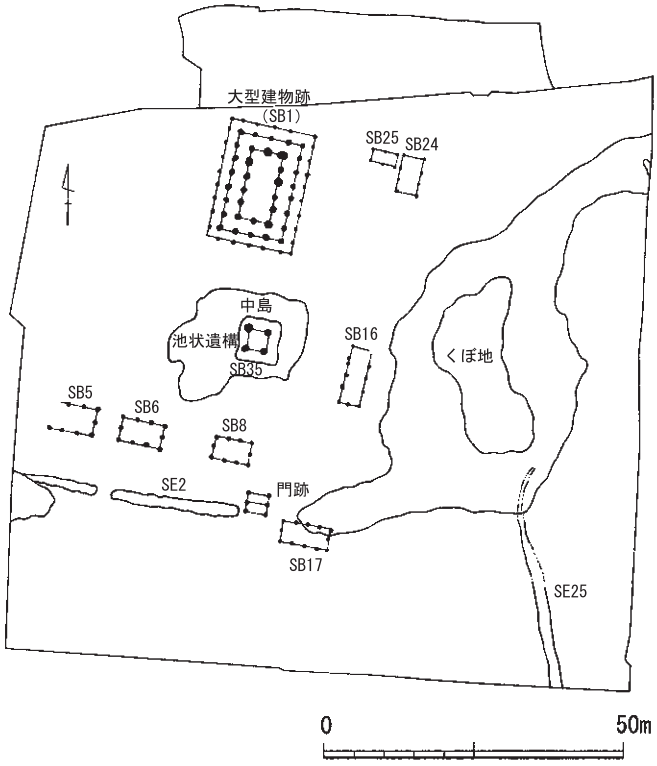

居宅形成段階の遺構群

（谷口・福田，2008 より転載・加筆）

報告書抄録

ふりがな	くにしていしせき おおしまはたけだいせき							
書　　名	国指定史跡 大島畠田遺跡							
副 書 名	平成23・24年度確認調査調査報告書							
シリーズ名	都城市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第109集							
編著者名	桑畑光博・下田代清海							
編集機関	都城市教育委員会							
所 在 地	〒885-0034　宮崎県都城市菖蒲原19－1　TEL　0986-23-9547　FAX　0986-23-9549							
発行年月日	2013年3月25日							
所収遺跡	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
おおしまはたけだいせき 大島畠田遺跡	みやざきけん 宮崎県 みやこのじょうし 都 城 市 かなだちょう 金 田 町	45202		31° 46′ 19″ 付近	131° 4′ 31″ 付近	H23.10.11 ～10. 26 H24.10.11 ～11.9	60 ㎡ 955 ㎡ 計1,015 ㎡	史跡整備の基礎データ収集のため
遺跡名	種別	主な時代			主な遺構		主な遺物	特記事項
大島畠田遺跡	居宅跡	平安時代中期			大型建物跡・池状遺構 門跡		土師器	遺跡南側の浅い谷の埋没年代が明らかになった。
要　約	大島畠田遺跡は、九州東南部の都城盆地のほぼ中心部にある平安時代中期の居宅跡である。今回の確認調査によって遺跡全域の基本土層と微地形の把握を行い、大型建物跡の規模と池状遺構の堆積環境を検討した。							

都城市文化財調査報告書第 109 集

国指定史跡　大島畠田遺跡

―平成 23・24 年度確認調査報告書―

2013 年 3 月 25 日

編集　宮崎県都城市教育委員会

発行　〒885-0034　宮崎県都城市菖蒲原町 19-1
都城市役所菖蒲原町別館
TEL（0986）23-9547　FAX（0986）23-9549

印刷　株式会社　都城印刷
〒885-0055　宮崎県都城市早鈴町 1618 番地
TEL（0986）22-4392　FAX（0986）22-4891